

緑豊かでゆとりと潤いのある快適な環境と美しい景観の創造をめざして



日造協ニュース

2018.6月
通巻 第531号

発行：一般社団法人日本造園建設業協会 編集：広報活動部会 <http://www.jalc.or.jp>
 〒113-0033 東京都文京区本郷3-15-2 本郷二村ビル4階 TEL:03-5684-0011 FAX:03-5684-0012

第1回 通常理事会を開催

6議案を審議、支部長等を承認



通常理事会でいさつする藤巻司郎会長

日造協は5月29日、東京都千代田区の都市計画協会会議室で、総支部長等会議および平成30年度第1回通常理事会を開催し、平成29年度事業報告及び決算、2018、2019年度総支部長及び支部長（2面に一覧）など6議案を審議・承認した。

通常理事会は、冒頭、藤巻会長が、「皆様には、ご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。昨今の造園業界を取り巻く情勢は、長年にわたる日造協活動が実を結び、3年前の担い手3法を契機に、ようやく経営環境が改善しつつあると感じております。最近の国の動きとしては、「働き方改革」による長時間労働の是正、週休2日の推進などが図られつつあり、雇用環境の改善に全力的に取り組む必要があると考えております。本日は、平成29年度の事業報告、決算及び通常総会の招集、また、役員の選任（案）等につきましてのご審議をよろしくお願い申し上げます」といさつした。

その後、①平成29年度事業報告及び決算、②平成30年度通常総会の招集、③総支部長及び支部長の承認、④会員の入会、⑤理事会同意事項の委任、⑥登録基幹技能者講習実施機関の更新についての6議案を審議・承認した。

そのほか、平成30年度通常総会議案

春の叙勲・褒章 日造協2氏が受章



井上 剛宏 氏 小山 徹志 氏
2018年春の叙勲・褒章で、日造協からは2氏が受章の栄に輝いた。

【旭日双光章】井上剛宏氏（71）

（株）植芳造園代表取締役（京都府）

【黄綬褒章】小山徹志氏（64）

（株）小山千緑園社長（福岡県）

植栽基盤診断士補研修会開催

関東・甲信総支部 73名が学科・実研研修に参加

日造協関東・甲信総支部は、6月5、6日、埼玉県産連研修センターで、植栽基盤診断士補研修会を実施した。

冒頭、加勢総支部長が、「良い樹は根で判断でき、良い根は土壤によって作られる、造園に携わる方々は土壤を物理的・科学的に計測し、結果や改良提案

平成30年度 通常総会

講演会・意見交換会

6月22日(金) 14:30～
ホテルグランドアーチ半蔵門
東京都千代田区隼町1-1
☎ 03-3288-0111

会員の皆様のご参加をお願いいたします。

を分かりやすく説明できるようになっていただきたい」といさつし、次いで、国土交通省関東地方整備局建設部の山口公園調整官より、「街の中のみどりは量的に増えたが、異常気象などの影響で倒木による人的被害も増えてきている。樹木が健全に生育するためには、土



植栽基盤診断士補研修会のようす

壤がとても重要である。安全でみどり豊かな環境整備のために、2日間の研修を頑張っていただきたい」と祝辞をいただいた。

その後、各調査器具等の使い方や調査の目的、判定方法の実技研修、翌日は植栽基盤の定義や土壤の学科研修を行い、73名の受講者は熱心に受講し、最後に修了試験を実施した。

法定福利費の内訳を明示した標準見積書の活用により、法定福利費の確保を図りましょう！

本号の主な内容

- | | |
|-------|--|
| 2面 3面 | より魅力ある産業として、若年層や女性の入職を促進し、将来の担い手を確保しよう
【特集】働き方改革の実現に向けて
国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 4面 | 【ふるさと自慢】大阪府 當内 匠（株）庭樹園
御堂筋の過去、現在、そして未来
【緑滴】宮崎県支部 植木 りか（株）橘緑地建設
波に乗りたいお年頃 私、サーフィン始めました！
全国安全週間のお知らせ 本週間7/1～7 準備期間6/1～30 |

樹林

（一社）日本造園建設業協会副会長
西武造園（株）代表取締役社長 林 輝幸



公園の魅力とは

2003年の地方自治法改正に伴う指定管理者制度の開始により、都市公園等では規制緩和が進んでおり、日造協においても、多くの会員が、都市公園等の管理運営事業に取り組んでいる。

昨年行われた都市公園法の改正に伴うPark-PFI制度の創設は、造園業界にとって、2003年の改正に伴う指定管理者制度の創設以上のインパクトを与える制度であると考える。

現在、国をはじめ各地方公共団体はサウンディングという形で業界を問わず広く民間企業に公園再生のアイデアを募集している。

規制緩和の時流の中、造園業界だけではないさまざまな業種の持つノウハウを都市公園の中に取り込み、より魅力ある空間への変革を求めるのはよく分かる。

そのような変革を必要とする公園に見られる課題はさまざまだ。

都市部の一角に残された最後の緑地であるが、利用率が低く都市の死角となってしまっているため、活性化を望まれているもの、地方都市に作られた大規模公園であるが、公園利用者のニーズの変化による利用者数の減少に伴い運営が難しくなったもの、また、経年劣化により施設の維持が難しくなったものなどである。

それぞれの事情はさまざまではあるが、公園の魅力の低下によりこのような問題が起こっていることに違いはない。

都市公園は市民が余暇を楽しむことを目的の一つとして整備されてきた

が、市民のニーズの多様化に伴い都市公園自体が変革しきれなかったことが、その問題の大きな原因のひとつであろう。

最近の都市公園運営における、集客の最大のライバルはショッピングモールであるという話を聞いたことがある。

確かに、老若男女が楽しめることができる身近なレジャーが詰まっており、休日を過ごすには非常に魅力的な場所である。

しかしそんなショッピングモールも、盛衰の差が明らかになってきており、結果、退店を余儀なくされている場所も出てきている。

ユーザーのニーズに対応すること、常に施設の魅力を保ち続けることは非常に難しいことだと感じる。

今回のPark-PFI制度の活用による都市公園の再生が、そのような結果にならないようにしなければならない。

公園の魅力の一つである地域性が失われたり、一部の公園に投資が偏り、地域間の格差がより広がることは、あってはならない。

今こそ造園業界の中にある、公園をより魅力的にする技術・手法を結集していく必要がある。

本来、都市公園における市民のニーズに合った変革は、公園をただの集客施設として捉えるのではなく、公園が持つ本来の力を見直し、公園だからこそできることを実現し、公園ならではの魅力を伝えることである。それが私達、造園を生業にするものの使命である。

本号では、担い手3法に基づく担い手の育成・確保に向けた諸施策が進む中、働く場の改善策として決定された「働き方改革」について、国土交通省土地・建設産業局建設業課に、「働き方改革の実現に向けて」と題してご寄稿いただきました。ぜひ、お役立てください。

平成29年3月28日、働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が決定され、建設業についても、労働基準法の改正法の施行の5年後から、時間

外労働の上限規制を適用することとされてから1年間、国土交通省としては関係省庁と連携し、様々な取り組みを進めてまいりました。

1. 「働き方改革実行計画」における建設業の取扱いについて

建設事業については、現在時間外労働の上限規制が適用除外となっていることを踏まえ、改正法施行の5年後から、罰則付き上限規制の一般則を適用することとなりました。

その際、災害からの復旧・復興の場合

については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しないこととなりました。

また、時間外労働の上限規制の適用に当たっては、天候等の自然的条件による現場の不稼働日の考慮や、準備や後片付

建設業における時間外労働規制の見直し

見直しの方向性		現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画(平成29年3月28日決定)」
原則	時間外労働法で法定化 ① 1日8時間・1週間に40時間 ② 3ヶ月協定を結んだ場合、協定で定期出勤または時間外労働可否 ③ 罷免者の直後、遅延がある場合には、定期的に出勤が可能(常勤者3ヶ月)	時間外労働の上限規制を適用することとされてから1年間、国土交通省としては関係省庁と連携し、様々な取り組みを進めてまいりました。	時間外労働の上限規制を適用することとされてから1年間、国土交通省としては関係省庁と連携し、様々な取り組みを進めてまいりました。
3ヶ月協定の限度	厚生労働大臣告示：強制力なし ④ 1ヶ月、月40時間かつ年680時間 ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長して上限なし(年6か月まで)(特別障害) ⑤ 延長の事態は、④の適用を除外	時間外労働法改正により法定化(原則1年) ① 原則、月40時間かつ年680時間 特別な場合でも、上回ることの出来ない時間外労働時間の算定 ② 年720時間(月平均60時間) ③ 年720時間の範囲内で、一時的に業務量が増加する場合に半上回ることの出来ない時間外労働時間の算定 a. 3ヶ月の平均が、それより多く時間以内(休日出勤を含む) b. 年月10の時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月40時間)を上回る場合は年1回を上限	時間外労働の上限規制を適用 -施行後1年間、現行規制を適用 -施行後1年以後、一時的性適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記④の適用を適用しないのが、特例的に一時的に適用を目指す。 -災害からの復旧・復興に不適切である場合などと判断され行われたもの、建設業の事業者らの賃金水準等を勘案して算定
「働き方改革実行計画」に記載された今後の取組 3月28日働き方改革実行会議決定			
<ul style="list-style-type: none"> ○適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置 ○制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援 ○技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組 ○施工時期の標準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上 			

図1 建設業における時間外労働規制の見直し

より魅力ある産業として、若年層や女性の

働き方改革の

けの期間の確保等、適正な工期設定が不可欠であり、そのためには発注者の理解・協力が欠かせないことから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置する

こととされました。

以上の内容をまとめたものが図1となります。

2. 実行計画策定後の動き

建設業就業者の2017年度の年間の

実労働時間の平均は、2054時間であり、全産業の平均(1720時間)と比べて300時間以上長く、製造業と比べても約100時間長い状況となっております。

また、他産業ではここ10年ほどの間で労働時間の短縮が進んできているなか、建設業は横ばいで推移しており、長時間労働となっている現状にあります。

猶予期間中ににおいても、労働時間短縮に向けた取り組みを強力に推進する必要があります。

「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」

先に解説した実行計画の記載を踏まえ、平成29年6月に、内閣官房副長官を議長とし、直轄発注を行っている省庁、民間発注団体を所管している省庁等で構成される「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を関係省庁と連携して立ち上げ、長時間労働の是正に向けた検討を開始しました。

この会議においては、国土交通省発注工事での取り組みとして、施工時期

2018、2019年度 総支部長及び支部長一覧

総支部 / 支部名	氏名	社名・役職名
北海道	総支部 再 嘉屋 幸浩	(株)園建代表取締役
	北海道 再 四宮 繁	(株)四宮造園代表取締役社長
東北	総支部 再 米内 吉榮	(株)米内造園代表取締役
	青森県 再 三浦 利史	(有)三浦造園代表取締役
福島県	岩手県 再 米内 吉榮	(株)米内造園代表取締役
	宮城県 再 古積 昇	古積造園土木(株)代表取締役
東北	秋田県 再 鈴木 和男	(株)香楽園代表取締役
	山形県 再 今野久仁正	(株)今野庭園代表取締役
関東・甲信	福島県 再 諸井 道雄	(株)諸井緑樹園代表取締役
	総支部 再 加勢 充晴	加勢造園(株)代表取締役会長
関東・甲信	茨城県 再 水庭 博	(株)水庭農園代表取締役社長
	栃木県 再 増田 博一	(株)増田造園代表取締役社長
関東・甲信	群馬県 再 山田 忠雄	(株)山梅代表取締役会長
	埼玉県 新 森川 昌紀	東洋ランテック(株)代表取締役社長
関東・甲信	千葉県 再 鈴木 一彦	(株)東松園代表取締役社長
	東京都 新 鈴木 義人	(株)柳島寿々喜園代表取締役社長
中部	神奈川県 新 田口 正典	(株)田口園芸代表取締役社長
	山梨県 再 依田 忠	山梨ガーデン(株)代表取締役社長
中部	長野県 再 山崎 信幸	(株)長遊園代表取締役社長
	総支部 新 久郷 憲治	(株)久郷一樹園代表取締役社長
中部	新潟県 再 磐部 久人	グリーン産業(株)常務取締役
	富山県 再 久郷 憲治	(株)久郷一樹園代表取締役社長
中部	石川県 再 北 総一朗	北造園(株)専務取締役
	総支部 再 中嶋 和敏	(株)中嶋造園土木代表取締役
中部	岐阜県 新 小栗 達弘	(株)岐阜造園代表取締役社長
	静岡県 再 内山 晴芳	天龍造園建設(株)代表取締役社長
中部	愛知県 再 中嶋 和敏	(株)中嶋造園土木代表取締役
	三重県 再 水谷 春海	(株)水谷造園代表取締役

総支部 / 支部名	氏名	社名・役職名
近畿	総支部 新 井内 優	(株)井内屋種苗園代表取締役
	福井県 再 宇坪 啓造	北陸緑化(株)代表取締役会長
	滋賀県 再 上田 誠	(株)植空代表取締役
	京都府 新 茨木 和幸	(株)茨木春草園取締役副社長
	大阪府 再 坂上 信明	(株)昭和造園土木代表取締役
	兵庫県 新 橋本 渉	(株)対馬造園店代表取締役会長
	奈良県 再 中島 祥之	花佐造園(株)代表取締役社長
中国	和歌山県 新 的場 盛州	(株)松風園専務取締役
	総支部 再 正本 大	みずえ緑地(株)代表取締役
	岡山県 再 小林 和義	(株)武田園代表取締役社長
	広島県 再 福島 慶一	(株)斐園代表取締役社長
	鳥取県 再 西谷 勝之	山陰緑化建設(株)代表取締役社長
四国	島根県 再 持田 正樹	(株)もちだ園芸代表取締役社長
	山口県 再 多々良健司	(株)多々良造園代表取締役社長
	総支部 再 森 茂	(株)森造園代表取締役
	徳島県 再 関 正義	マルセー緑化建設(株)代表取締役
	香川県 新 藤田 秀樹	(株)藤田萬翠園代表取締役
九州	高知県 再 植田 誠司	(株)南国緑地建設代表取締役
	愛媛県 再 高須賀盛満	高須賀緑地建設(株)代表取締役
	総支部 新 執行 英利	(株)執行茂寿園代表取締役
	福岡県 再 藤田 良司	(株)九州造園代表取締役
	佐賀県 再 久保 和男	(株)葉隠緑化建設代表取締役会長
沖縄	長崎県 再 田舎 豪裕	(株)庭建代表取締役
	熊本県 再 佐藤 保夫	伊勢造園建設(株)代表取締役
	大分県 新 栗木 康一	(株)栗木精華園代表取締役
	宮崎県 新 下湯 一弘	大新造園(株)代表取締役
	鹿児島県 再 井上 恒治	井上総合緑化建設(株)代表取締役
沖縄	総支部 再 森根 清昭	(有)海邦造園代表取締役
	沖縄県 再 森根 清昭	(有)海邦造園代表取締役

入職を促進し、将来の担い手を確保しよう

実現に向けて

国土交通省土地・建設産業局建設業課

の平準化、週休2日モデル工事、施工のICT化などの取り組みを紹介するとともに、今後の取り組みの方向性（適正な工期設定、施工時期の平準化、生産性向上等）について確認しました。

また、適正な工期設定等に向けてガイドラインを策定することが決定され、国土交通省を中心に行われました。

「建設産業政策2017+10」

また、7月には、国土交通省とともに、10年後の建設産業を見据え、若い人たちに語ることができる建設産業となるよう、働き方改革も含めた各種施策についての方向性を示す、「建設産業政策2017(にいまるいちなな)＋(プラス)10(テン)」をとりまとめました。

「建設業の働き方改革に関する協議会」

さらに、同月、関係省庁における検討をさらに広め、建設業の働き方改革をより実効性のあるものにするべく、主要な民間発注団体、建設業団体、労働組合など建設業に関わる関係者が一同に会する場として、「建設業の働き方改革に関する協議会」を開催しました。

この協議会においては、先に述べた国土交通省の直轄工事における取り組みを紹介するとともに、副長官より、建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理等の徹底を、主要な民間発注団体には、建設業の長時間労働の是正や

週休2日の確保に向けて、適正な工期の設定や施工時期の平準化等を要請しました。

この場で、建設業団体が取り組む生産性向上についても紹介があり、民間発注団体からは業界の特性等について発言がありました。

「適正な工期設定等のためのガイドライン」

平成29年8月には、第2回の関係省庁連絡会議が開催され、関係省庁から、直轄工事における適正な工期設定への今後の取り組みの紹介があり、6月に作成に着手した受発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項をまとめた指針として「適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。このガイドラインの策定を踏まえた各省庁の働き方改革への取り組み内容について平成30年2月に開催された第3回の連絡会議の場で共有されました。

この第3回会議においては、野上副長官より公共発注工事における週休2日工事の浸透に向けた取り組みや、民間発注においても公共工事設計労務単価の活用等を働きかけるとともに、「適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂に向け、省庁横断的な検討・調整に着手し、関連する制度の改正など中長期的な視点に立った検討を行うよう指示がなされ、検討が進められています。（各会議の資料等については以下URLに掲載されています。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン (平成29年8月20日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議・申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.26)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の割り付け上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せて、適正な工期の設定等について民間も含めた受発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含む建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不適当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。

- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と統括分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の統括分担を明確化。

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「待機・受け渡し期間」
 - ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働は正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

3. 「適正な工期設定等のためのガイドライン」について

先に述べました働き方改革実行計画や関係省庁連絡会議等での議論も踏まえ、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定が行われることを目的として、平成29年8月に「適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針(手引き)として取りまとめたものであり、本ガイドラインに沿った適正な工期設定等に向けた取り組みが推進されることは、建設業が魅力的な産業として将来にわたって担

い手を確保していくことにより、最終的には我が国民の利益にもつながるもの。

ガイドラインの主な内容は図2のとおりです。

4. 建設業働き方改革加速化プログラム

今国会は「働き方改革国会」とも言われており、現在審議中の「働き方改革関連法案」では、史上初めて、労働界・経済界の合意の下に、36協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の限度が設けられています。

建設業についても、猶予期間の後、上限規制が適用されることとなります。現在長時間労働となっていることも踏まえ、上限規制導入を単に待つではなく、政府一丸となった長時間労働是正の取り組みを進めていくことが求められます。

国土交通省として、これらの取組に対する本気度を示すため、3月20日、「建設業働き方改革加速化プログラム」をとりまとめました。

これは、先ほど述べたガイドラインや「建設産業政策2017+10」などの取り組みと連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、給与・社会保険、長時間労働の是正、生産性向上等について、従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、国、受発注者、労働者等の関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開することを目指しております。

5. 今後の展開

本稿のテーマである長時間労働の是正については、これまで、公共工事の発注における取り組みを進めてきたところです。

今年度は、民間工事の発注における取り組みも視野に入れて、週休2日が確保できる適正な工期設定等に向けたモデル工事を実施することとしてお

り、働き方改革の取り組みが大きく前進する年となります。

建設業は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である社会資本や住宅、オフィスビル等の建築物の良質な整備を通じて、我が国の経済成長に貢献していくという役割を担っています。

また、災害時の応急復旧や防災・減災など国民の安全・安心に寄与することも求められています。

災害が激甚化し、メンテナンス需要も増大する昨今、建設業は、引き続き、こうした重要な役割を担っていきます。

こうした使命を果たしていく上での最大の課題は、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保です。

建設業においても、10年後には高齢者層の大量離職の懸念があります。

今後、建設業をより魅力ある産業とし、若年層や女性の入職を促進し、将来の担い手を確保することが非常に重要であり、そのための長時間労働の是正や週休2日などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠です。

今後とも、建設業に携わる関係者が一丸となって、建設業の働き方改革の取り組みが着実に進められていくために国土交通省としても、しっかりと取り組みを進めてまいります。

ふる
さと
大阪府
自慢

御堂筋の過去、現在、そして未来

大阪の繁華街キタとミナミ間 4.2km を結ぶ御堂筋。歌でも有名なので、だれもがご存知かと思う。

昨年開通 80 周年を迎えた。もとは道幅 6m 以下であった小さな道路を道幅 44m の現在のような形に変えたのは、100 年先を見据えて「都市大改造計画」を行った第 17 代大阪市長の関一である。

道路の下には、地下鉄が通され、また、電線も全て地下に配し、イチョウの木が植えられた。

そして現在、日本を代表する美しい幹線道路となり、イチョウ並木は大阪市指定名勝に指定されている。

また、シャネルやルイ・ヴィトンの社長に「御堂筋ほど風格のある道路は世界に類を見ない」と評され、心斎橋付近はアジア NO.1 のスーパー・ブランドストリートとなっている。



昭和 12 年完成した御堂筋



現在の御堂筋

◆ 今年 3 月末、大阪市などから御堂筋を対象とする、さらに革新的な提言が新たに発表された。

20 年後を目処に、車道を閉鎖し全面を歩道化、「車中心」から「人中心」の空間にしようというものである。

ミドリ屋としては大歓迎である。外国人旅行者の来訪が増え続ける大阪。その伸び率は 2 年連続世界一だという。

◆ 新生御堂筋が、海外からの旅行者的心

に残る、そして大阪府民が心から自慢できる都会のオアシスになり、その御堂筋を中心に大阪が世界に誇れるグリーンシティとして成長していくこと、そして、その緑をしっかりとサポートしていくことができればと、切に思っている。

當内 匡 (株)庭樹園



NPO 法人御堂筋・長堀 21 世紀の会提言より



宮崎といえば！
マンゴーにチキン南蛮に…ほとんどの皆さんはグルメのイメージを持たれると思いまます。しかし、宮崎の魅力は他にもあります。それは、自然とすぐに触れ合える県であるという事です。



波に乗りたいお年頃 私はサーフィン始めました！



だんだん無心に近づくと、五感が研ぎ澄まされ、波のリズムを感じ、ようやく乗れるようになるのです。

いかに集中



宮崎の風景

して、いい波を逃さないか、自然と真剣勝負する所にサーフィンの魅力があると思います。

サーフィンをした後の疲労感と空腹感がとても心地よく、「ああ～あたし、生きてるんだな～」と感じる瞬間がとっても幸せです。

◆ 宮崎の夏はすでに始まっています。今年はこんがり焼けるまで波に乗りに行き、宮崎の自然を堪能したいと思います！

(株)植木
支
部
建
設

宮崎県
支
部
建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設

建
設